

解体業/破砕業変更・廃業届出

番号	申請書等	形式的な事項等	変更	廃業
1	□解体業 □破砕業 変更・廃業届出書	許可に応じた様式 廃業の場合は、許可証を添付	□	□
2	誓約書	許可に応じた様式	□	—
a. 個人の営業者で氏名又は住所の変更 ※1				
3a	申請者の住民票の写し ※2	本籍地の記載のあるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
b. 法人の商号及び本店住所の変更 ※1				
3b	定款又は寄附行為の写し	届出者による原本証明	◇	—
c. 事業所の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要の変更 ※3				
3c	施設の平面図等	平面図、立面図、断面図、構造図	◇	—
4c	設計計算書	積替え保管量、処理能力	◇	—
5c	施設付近の見取図	事務所、事業所の案内図も添付	◇	—
6c	施設の使用権原を有することを証明する書類	購入契約書等、契約期間、当事者名	◇	—
d. 役員・株主・政令使用人・法定代理人の変更				
3d	役員、株主、政令使用人、法定代理人の住民票の写し ※2、4	新しい役員等のもの、本籍地の記載のあるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
4d	株式の数又は出資金額を記載した書類	株主変更の場合、変更に係る者に限る	◇	—
e. 標準作業書の記載事項の変更				
3e	新旧の標準作業書	変更内容がわかるもの	◇	—
f. 解体業・破砕業・産業廃棄物処理業の許可番号の変更				
3f	許可証の写し等	許可番号がわかるもの	◇	—

【備考】

- ・令和8年4月1日より、登記事項証明書の添付が不要となりました。
- ・既存の許可証に書換えが生じる場合で、新しい許可証を郵送で受け取ることを希望される場合は、返送先を記載し、郵便切手を貼付した返信用封筒を提出時に郵送または持参してください。

※1 既に許可を受けている者から別の者に変更する場合、新規許可が必要になります。

※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、提出時に郵送または持参してください。

※3 施設とは、積替え保管場所(作業場以外のものを含む。)を含みます。

※4 法定代理人が法人の場合、変更事項に応じて、定款又は寄附行為の写し、役員の住民票の写しが必要になります。